グループ協定書

（目的）

第１条　当グループは、鹿児島市発注に係る使用済乾電池の運搬・処理業務委託（以下「本業務」という。）を共同連帯して履行することを目的とする。

（名称）

第２条　当グループの名称は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　と称する。

（成立の時期及び解散の時期）

第３条　当グループは、　　　　年　　月　　日に成立し、業務の委託契約の履行後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　当グループは、本業務を受注することができなかったときは、前項の規定にかかわらず、本業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員）

第４条　当グループの構成員は、次のとおりとする。

　所在地又は住所

　商号又は名称

　代表者職氏名

所在地又は住所

　商号又は名称

　代表者職氏名

（業務の分担）

第５条　各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。

　　本業務（運搬業務）　（商号又は名称）

本業務（処理業務）　（商号又は名称）

（グループの代表者）

第６条　当グループは、本業務（処理業務）を受け持つ

（商号又は名称）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当グループの代表者は、本業務の履行に関し、グループを代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに代表者の名義をもって、入札及び業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領に関する権限を有するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第８条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、損害を発生させた当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第９条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の破産又は脱退に対する処置）

第１０条　代表者を除く構成員が業務履行途中において破産又は脱退した場合においては、鹿児島市の承認を得て、新たな構成員を当グループに加入させることができるものとする。

２　代表者が業務途中において破産又は脱退した場合においては、グループを解散するものとする。

（解散後の契約不適合に対する構成員の責任）

第１１条　グループが解散した後においても、当該業務についての履行が契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員はその分担業務に関しその責を負うものとする。

（協定に定めない事項）

第１２条　この協定に定めのない事項については、構成員全員の協議において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　外１社は、上記のとおり本業務に係る協定を締結したので、その証拠としてこの協定書３通を作成し、各通に構成員が記名押印し、１通は鹿児島市に提出し、他は各自所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

所　　在　　地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所　　在　　地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印